

第 9 1 号議案

足立区個人情報保護条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 6 年 1 2 月 1 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区個人情報保護条例の一部を改正する条例

足立区個人情報保護条例（平成 5 年足立区条例第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「個人情報の開示等の」を「個人情報について、区民が、実施機関による管理の状況について知り、その開示を求め、又はその適正な管理を要求する」に改める。

第 2 条第 1 号中「であって、文書、図画、写真、フィルム、磁気テープ等（以下「文書等」という。）に記録されるもの又は記録されたもの」を削り、同条第 5 号を同条第 6 号とし、同条第 4 号中「及び地方公共団体」を「、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 1 3 年法律第 1 4 0 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 1 5 年法律第 1 1 8 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。））」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 3 号を同条第 4 号とし、同条第 2 号を同条第 3 号とし、同条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

（ 2 ） 保有個人情報 区の実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が区政情報（足立区情報公開条例（平成 1 2 年足立区条例第 9 1 号）第 2 条第 2 項に規定する区政情報をいう。）に記録して保有しているものをいう。

第 1 1 条第 2 項中「公文書公開」を「情報公開」に改める。

第14条中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第15条中「個人情報の」を「保有個人情報の」に改める。

第16条中「個人情報を取り扱う業務」の次に「（以下「個人情報取扱業務」という。）」を加え、同条に次の2項を加える。

2 実施機関は、実施機関から個人情報取扱業務を受託したもの（以下「受託者」という。）に対し、委託した個人情報取扱業務の適正な遂行を確保するため必要があると認められるときは、委託業務の実施状況の報告を求め、又は実施機関の職員に受託者の事務所及び実際に委託業務を遂行している場所に立ち入らせ、委託業務の実施状況及び書類等の物件を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする実施機関の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

第17条第1項中「実施機関から個人情報を取り扱う業務を受託したもの」を「受託者」に改め、同条第2項中「個人情報の内容」を「個人情報」に改める。

第19条第1項中「個人情報」を「保有個人情報」に、「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。

第20条第1項中「保有している個人情報」を「保有個人情報」に、「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第2項中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第22条中「個人情報」を「保有個人情報」に、「方法により結合」を「方法による結合（以下「外部結合」という。）を」に改め、同条に次の3項を加える。

2 実施機関は、前項ただし書の規定に基づく外部結合によって送受信を行った保有個人情報について、漏えい、目的外利用等により、区民等の権利利益を害するおそれがあると認められたときは、国、他の地方公共団体その他の外部結合の相手方（以下この条において「国等」という。）から報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

3 実施機関は、前項の規定による国等からの報告又は調査の結果に基づき、審議会の意見を聴いて、外部結合の一時停止等保有個人情報の保護に関し必要な措置を講じることができる。

4 実施機関は、区民等の権利利益が害される明白な危険が切迫していると認められるときは、第2項の規定による報告の要求若しくは調査又は前項に規定する審議会の意見の聴取を行わず、必要な措置を講じることができる。この場合において、必要な措置を講じた後、速やかにその措置の内容を審議会に報告するものとする。

第23条第2項各号列記以外の部分中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第4項中「法定代理人」の次に「及び実施機関が特別な理由があると認めた代理人」を加え、同条に次の1項を加える。

5 死者の保有個人情報については、民法（明治29年法律第89号）の規定により当該死者の相続人となることができる者及びこれに準ずると認められる者（以下「法定相続人等」という。）は、当該死者の保有個人情報のうち法定相続人等の自己情報とみなすことのできるものに限り、法定相続人等の自己情報として開示請求することができる。第23条の次に次の2条を加える。

（存否非開示）

第23条の2 開示請求に対し、当該開示請求に係る自己情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該自己情報の存否を開示しないことができる。

（第三者に対する意見照会）

第23条の3 開示請求に係る自己情報に第三者の情報が含まれている場合において、実施機関が開示の可否を決定するために必要があると認めるときは、実施機関は、当該情報に係る第三者に照会し、意見を求めることができる。

第24条各号列記以外の部分中「前条」を「第23条」に改め、「本人」の次に「（代理人による請求の場合は、代理権を有する者）」を加

える。

第 27 条第 2 項、第 28 条第 3 項及び第 29 条第 4 項中「第 4 項」の次に「及び第 5 項」を加える。

第 32 条中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第 37 条第 2 項中「公文書公開」を「情報公開」に改める。

第 10 章の次に次の 1 章を加える。

第 11 章 罰則

第 43 条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第 17 条第 1 項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報の電磁的記録（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 44 条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 45 条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された個人情報を収集したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 46 条 第 16 条第 2 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、30 万円以下の罰金に処する。

第 47 条 第 17 条第 1 項に規定する受託業務を行う法人（法人でない団体で代表者の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 43 条、第 44 条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第 4 8 条 偽りその他不正の手段により、第 2 3 条第 1 項、第 4 項又は第 5 項に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5 万円以下の過料に処する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 6 条に 2 項を加える改正規定及び第 1 0 章の次に 1 章を加える改正規定は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行に伴い、罰則規定を設けるとともに、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。